国家戦略特区等提案様式

国家戦略特区等提案様式						
①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
	域のび空し口る革生証式 ・特河間た一輸・モ特を ・特が同じたのででは ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	業の実証・展開	・古来から移動・物流で活用されてきた「吉井川の河川上空の空間」を新たに物流ルートとして利用し、エンドユーザへの直接配送だけに留まらず、道路を利用した基幹物流手段(林業資材とコンビニ荷物の混載輸送も含む)の一部代替としても活用することで、道路を使った配送と比較して、自動車の自動走行よりも「渋滞の回避による定刻配送」や「無人化・省力化による人手不足解消」が早く進められる ・150kgを超える大型ドローンを活用した社会課題への取組み事例は世界的にも先端的取り組みであり、国内外に広くアピールできる ・過疎エリアや離島エリアのモデルケースとして『物資配送モデル』『医薬品の遠隔処方配送モデル』を先端的に構築可能 ・「ドローンのまち」としてのブランド確立・雇用創出による若者流入の促進	・航空機用機器の製造等の事 業活動の許可制度	・航空機製造事業法施行令第1条 (総重量(燃料等含む)が150kg以上の無人 航空機は、航空機製造事業法上の「航空機」 として同法の規制対象となる)	・航空機製造事業法施行令第1条の150kg要件を緩和する (例:「250kg以上」に緩和)
		①過疎地域・(離島)における医者不足に対応した、訪問医療・往診の効率化を実現する遠隔診療・薬剤の服薬指導・配達・授与-ICTを活用した遠隔医療の提供〜大型ドローンによる医薬品の高速配達を実施	◆各事業別効果 ① 一過疎地域・(離島)での医師の業務負荷軽減 一住民の病院・薬局への通院負荷の軽減 一医薬品の授与まで含めた医療のリモートサービス体制構築 一新サービスの開発が可能 (ex.医療器具高速搬送サービス)	薬剤の販売・授与に際し、対面 での薬学的検知の指導が必要	改正薬事法第九条の三 (調剤された薬剤に関する情報提供及び指導等)	対面での薬学的知見に基づく情報提供・指導を緩和し、 非対面(テレビ会議等)での遠隔情報提供・指導により可能とする。
		②買い物弱者の救済のための効率的な買い物(水・米等の生活必需品)の手法確立・事業の実証	② -買い物弱者に対する買い物利便性の向上。和気町における買い物支援予算額320万円/年→将来的には0円	・要指導医薬品は、店舗による 販売又は授与以外はできない。	•医薬品医療機器等法第37条	・要指導医薬品の店頭以外での販売・授与を可能とする。
Institute(株式会社レイヤーズ・コンサルティング			③ -被災時の緊急支援物資配送スピード・品質・効率性の向上		・医薬品医療機器等法第36条の6	・対面以外での遠隔服薬指導の方法を可能とする。
(+力 十八 娄 , 知 △)		④農場・農産物被害を防止する遠隔害獣対策の実証	④ -過疎地における害獣被害の減少 -効率的な遠隔害獣対策体制の構築。和気町における予算額約2,400万円/年→60%(1440万円/年)の削減を目標		•医薬品医療機器等法第37条	・要指導医薬品の店頭以外での販売・授与を可能とする。
_性子クサNTTドゥエ		■コンピニ・流通・ECの大型ドローン配送事業の実証・展開 -人手不足時代に対応した新たな収益源を確保する新サービス		・150kg以上の大型ドローンの飛行に関する規制	(無人航空機特定のための記載事項) ・審査要領4-1-2	・審査要領2-1-(3)及び2-2-1の省略・緩和 ・機体製造番号が変わっても同一製造者・同一実証事業等であれば包括申請を可能とする (包括申請範囲の拡大) ・審査要領4-1-2の安全基準審査の省略・緩和 ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則附属書第1記載の耐空性能審査
		提供モデル ①コンビニ・流通・ECのドローン宅配事業の実証展開 -大手企業(コンビニ・流通・EC)を巻込んだ、商品の販売~大型ドローンを活用した輸送~受取時の個人認証までのシステム・実施検証環境の構築 -実行継続・提供エリア拡大に向け、ビジネスエコシステムのプレ構築	① ーコンビニ・流通・ECによる、人手不足型時代に対応した新サービスの実現 ーコンビニ・流通・ECの既存サービスの効率化(コストダウン・省人化対応)	・目視による常時監視が必要	- 改正航空法第132条 - 改正航空法第132条の2 - 審査要領2-2-2 (法132の2で定められた方法以外の飛行) - 審査要領4-1-2、同5 (25kg以上の無人航空機に関する安全基準)	・目視外飛行審査の省略・緩和(25kg以上の無人航空機含む)
		-システム・実証環境構築後、ビジネスとしての収益性・実行継続性の検証 -(将来的には、地域と空港を大型ドローンで結ぶ大量・高速輸送手法の確立も見込む)		・人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との間に3 0m以上の距離を保って飛行させることが必要		・人(第三者)又は物件(第三者の建物、自動車など)との距離が30m以内でもドローンの飛行が可能 ・審査要領4-1-2の安全基準審査の省略・緩和 ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則附属書第1記載の耐空性能審査 の省略・緩和 →航空法11条但書(試験飛行等に関する但書)の趣旨に鑑み、性能基準を緩和する
				・火薬類、高圧ガス、引火性液 体等の危険物の輸送ができな い	・改正航空法第132条 ・改正航空法第132条の2 ・審査要領2-2-1、2-2-2 ・審査要領5-7	・火薬類、高圧ガス、引火性液体等の危険物の輸送審査の省略・緩和

①提案主体の氏名 又は団体名 (必須)	③提案名 (必須)	⑤具体的な事業の実施内容 (必須)	⑥「⑤」の事業を実施した場合に想定される経済的社会的効果 (必須)	⑦ 「⑤」の事業の実施を不可能又は困難とさせている 規制等の内容 (必須)	⑧「⑦」の規制等の根拠法令等 (必須)	⑨「⑦」及び「⑧」の規制・制度改革のために提案する新たな措置の内容 (必須)
Ulmension Drone			① -効率的な林業実施支援による人手不足の解消(約30%の効率化) -高品質な木材を効率的・安定的に供給できる体制を作ることによる「従来型の林業」から「稼げる林業」への産業構造の改革を行い、地方創生に寄与 -国産木材の安定・提供体制構築による日本の木材自給率向上 -循環型資源である木材の社会的活用用途の拡大(ex.大規模ビルの木造化)	・無人航空機から物を投下しない	- 改正航空法第132条 - 改正航空法第132条の2 - 審査要領2-2-1、2-2-2 - 審査要領5-8	・無人航空機からの物件投下審査の省略・緩和
		■木造木質建築活用によるまちづくりに貢献する川上から川下までの森林グランドサイクルの構築 -林業における後継者問題・人手不足を解決する省人化・効率 化 されたスマート林業ソリューションの実証・展開		・有効な耐空証明を受けている ものでなければ、航空の用に供 してはならない(耐空証明の獲 得に1~3ヶ月必要)	-審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航	・(有効な耐空証明を受けているドローンの調整・細部の変更をした場合は、重ねて耐空証明の取得を必要としない) ・審査要領5-2-(3)、5-5-(3)、5-6-(3)及び航空法施行規則附属書第1記載の耐空性能審査の省略・緩和 →航空法11条但書(試験飛行等に関する但書)の趣旨に鑑み、性能基準を緩和する
	空間を活か した大型ド ローンによ る輸送改 革・地方創	① - 原木の生育状況を見える化し、選木・ナビゲートまでを提供する 実証 - ドローン等を用いた原木育成状況のデータ取得により、地域全 体の原木を一括管理する森林DBの作成・事業活用の実証・展開		・引火性液体を航空機を使用して運送してはならない	•航空法施行規則194条第1項	・引火性液体を無人航空機を使用して運送することが可能
		-大型ドローンを活用した林業資材の輸送による作業効率化の 実証 -木造建築のバリューチェーン全体(山元~製材事業者~建設事		・2.4GHz帯及び5.7GHzでの飛行 しかできないため、送受信の距離の限界や一般家庭の電波干 渉などが生じる。	•電波法第26条	・業務用の無人航空機専用の周波数帯域を割り振る。
	生モデル実証特区~人	業者)を一気通貫で結ぶクラウド管理、需要と供給の調整の実証		・土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ ・土地所有権者の土地上空を 許可なく飛行できない	(困難とは思いますが) - 民法第207条 - 航空法第81条、航空法施行規則第174条	・ドローンに公共性を付与する (私権は公共の福祉に適合しなければならない:民法第1条) ・民法第207条「法令の制限内」の「法令」には航空法も該当するが、航空法上は「最も高い 障害物(建物等)の上端から300mの高度」以上が私権が制限を受ける範囲としているが、 当該最低安全高度を緩和する (例:上端から50m)
				・道路をなぞる飛行航路でのドローンの飛行は道路使用許可が必要	•道路交通法第77条1項	・ 道路をなぞる飛行航路でのドローンの飛行の包括的な申請が可能
					上記の⑧項目について、 関連実証実験申請のワンストップセンター化による迅速化 例: ・審査要領2-1-(3)及び2-2-1の省略・緩和 ・機体製造番号が変わっても同一製造者・同一実証事業等で あれば包括申請を可能とする(包括申請範囲の拡大) ・火薬類、高圧ガス、引火性液体等の危険物の輸送審査の省略・緩和 ・無人航空機からの物件投下審査の省略・緩和	